

介護付き有料老人ホーム 宝木荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人 中山会が開設する介護付き有料老人ホーム 宝木荘（以下「当該施設」という。）において、当該施設の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員が要支援又は要介護状態にあり、特定施設利用契約を締結した入居者（以下「利用者」という。）に対し、特定施設サービス計画に基づき、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当該施設における指定特定施設入居者生活介護サービスの提供は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 当該施設における指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものである。

3 当該施設における空室を利用した指定短期利用者特定施設入居者介護サービスの提供は、空室を利用した短期利用者特定施設入居者介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものである。尚、利用期間は30日以内の期間とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当該施設に勤務する職員の職種及び員数は週40時間換算で次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。生活相談員は生活面全般における相談業務を行い、看護職員は健康チェック健康相談を行う。介護職員は入所者へ介護サービスの提供、機能訓練指導委員は機能訓練の実施、計画作成担当者はサービス計画を作成する。事務職員は必要な事務を行う。また、空室を利用した指定短期利用特定施設入居者生活介護において職務は兼務となる。

- 一 管理者（施設長） 1名
- 二 生活相談員 1名
- 三 看護職員 2名以上

- | | |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| 四 介護職員 | 必要最低数 15 名以上 (3 : 1)
(夜勤体制 16:30~翌 9:30 最小時 2 名以上) |
| 五 日常機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| 六 計画作成担当者 | 1 名 |
| 七 栄養士 | 1 名 |
| 八 調理師 | 1 名以上 |
| 七 事務職員 | 1 名 |

(指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護、空室を利用した指定短期利用特定施設生活介護の利用定員)

第 4 条 当該施設の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用定員は、45 名とする。

2 空室を利用した指定短期利用特定施設入居者生活介護の利用定員は 4 名とする。

(指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護、空室を利用した指定短期利用特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第 5 条 当該施設で行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護、空室を利用した指定短期利用特定施設入居者生活介護サービスの内容は次のとおりとする

- 一 入浴、排泄、食事等の介護
 - 二 相談及び援助
 - 三 機能訓練
 - 四 健康管理
 - 五 食事の提供
 - 六 社会生活上の便宜の供与
 - 七 その他必要な事項
- 2 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護、空室を利用した指定短期利用特定施設入居者生活介護のサービスの利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス、空室を利用した指定短期利用特定施設入居者生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときはその介護保険負担割合証の利用者負担の割合とする。
- 3 その他の費用の額は、介護サービス一覧表（別紙）のとおりとする。
- 一 おむつ代
 - 二 入浴介助（一般浴・機械浴）週 3 回以上
 - 三 協力病院外への付き添い
 - 四 個別的な買い物等代行
 - 五 居室清掃

六 洗濯

七 その他、介護サービス一覧（別紙）による

- 4 空室を利用した短期利用特定施設入居者生活介護の居室料、管理費、食費等は次のとおりとする。

また、利用料に関しては利用された日数となる。ただし、最長利用期間は30日以内となる。（消費税別）

- 一 居室料 一般室（りんどう、やまぶき、すずらん）3ユニット 2,270円/日
特別室（ぼたん）1ユニット 3,600円/日
- 二 管理費 80,000円/月（2,667円/日）
- 三 食費 2,300円/日（朝食650円、昼食（おやつ込）875円、夕食775円）

- 5 前項の費用の支払いを受ける場合に、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（利用者が介護を受ける場所）

第6条 当該施設では、全ての介護を一般居室で行うものとする。

（施設の利用にあたっての注意事項）

第7条 当該施設は、利用者が指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護、空室を利用した指定短期利用特定施設入居者生活介護サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- 一 他の利用者に迷惑をかけること。
- 二 指定した場所以外で火気の使用をしないこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱さないこと。
- 四 故意または過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に復することとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 当該施設の職員は、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス、空室を利用した指定短期利用特定施設入居者介護サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第9条 当該施設は非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して毎年度定期的に避難及び救助訓練を実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 当施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

2 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

3 当施設は、感染症が発生し又は広がることのないように必要な措置を講じる。

4 当施設は職員に対し、職員が業務上知り得る利用者又はその家族等の情報に関する守秘義務を、当該職員が退職した後も含め、雇用契約上で課すものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事会及び管理者において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。